

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等 を使用することについて（協定概要）

- 1 目的 指定避難場所（学校の体育館等）、福祉避難所（各地区交流館）等では避難生活が困難と思われる方々（以下「要援護者」という。）の避難施設として民間社会福祉施設等を利用できる体制を整備することにより、災害時における要援護者の安心できる生活環境を確保する。
- 2 方法 豊田市と各社会福祉法人及び医療法人との間で、災害時において要援護者のための避難施設として民間社会福祉施設等を使用するための協定書を締結。

3 締結先

高齢者施設 11施設、 障害者施設 6施設、 合計 17施設

法人名	施設名	施設所在地	施設の種類	締結日
(社福)福寿園	豊田福寿園	高町東山 7-46	特別養護老人ホーム	平成16年1月19日
	みなみ福寿園	永覚新町 5-194	"	平成16年1月19日
(社福)恩賜財団 愛知県同胞援護会	とよた苑	野見山町 5-80-1	"	平成16年3月10日
	サンホーム豊田	"	知的障害者更正施設	平成16年3月10日
(社福)徳永会すばる	すばる	本新町 7-50-7	特別養護老人ホーム	平成16年3月8日
(社福)みどりの里	豊水園	今町 5-40-1	"	平成16年3月8日
(医)寿光会	豊田老人保健施設	川田町 1-36	介護老人保健施設	平成16年3月16日
トヨタ自動車 健康保険組合	老人保健施設 ジョイステイ	平和町 1-1	"	平成16年3月16日
(医)豊成会	老人保健施設 ウェルビー	昭和町 1-1	"	平成16年3月10日
(医)豊和会	老人保健施設 かずえの郷	和会町東郷 148	"	平成16年3月9日
	ビブレ	広美町郷西 73-1	精神障害者生活訓練施設	平成16年3月1日
(社福)とよた光の里	光の家	高町東山 7-44	身体障害者療護施設	平成16年1月19日
"	ひかりの丘	宝町玉泉 102-7	身体障害者福祉ホーム	平成16年1月19日
(社福)無門福祉会	無門学園	高町東山 7-43	知的障害者更正施設	平成16年3月1日
(医)研精会	サン・ドーム	保見町横山 100	精神障害者福祉ホーム	平成16年3月1日
(社福)豊田みのり 福祉会	豊田みのり園	中根町男松 14	特別養護老人ホーム	平成16年4月15日
(医)豊和会	介護老人保健施設 さなげ	浄水町原山 1-54	介護老人保健施設	平成16年5月11日

は障害者施設

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、豊田市(以下「甲」という。)が、社会福祉法人みどりの里(以下「乙」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(1) 介護保険の要介護認定者

(2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。)では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 特別養護老人ホーム 豊水園

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第 8 条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第 9 条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第 10 条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

平成 1 6 年 3 月 8 日

(甲) 豊田市西町三丁目 6 0 番地

豊田市

代表者 豊田市長 鈴木 公平

(乙) 豊田市今町 5 丁目 4 0 番地 1

社会福祉法人 みどりの里

理事長 成瀬 忠美

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書についての解釈基準

条 項	解 釈 の 基 準
第1条第1項 (避難を余儀なくされた場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・ 介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場合 ・ その他これに準ずると認められる場合
第3条第2項 (できる限り受託)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所基準該当者について定員を超えて受け入れること。 ・ ショートステイ利用該当者について、可能であれば定員を超えて受け入れること。
第6条第1項 (自施設への移送)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合がある。
第7条第2項 (介護支援者の確保)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師、介護員等、災害発生直後においては、ボランティアの中からできる限り資格のある者を募り配置する。
第8条第1項 (経費の負担)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の負担については、乙の社会貢献活動の一環とする。ただし、必要な場合は要した経費、その他の事情等を勘案し甲乙協議する。
第9条 (受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ可能人員(定員を超えて受け入れることができる人員) ・ 施設で確保できる支援者数(各法人の現状のボランティア数からの推定数) ・ 必要物資等(受入人員から想定して必要となる物資等の数量)
第9条 (あらかじめ協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙「受入れ可能人員等調査書」にて協議する。
第11条 (疑義の解決)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疑義の協議事項は、文書により残すものとする。